

令和6年6月12日（水）

石川県健康福祉部健康推進課

次長兼課長 相川 広一

電話 076-225-1435（直通） 内線 4130

石川県感染症発生動向調査における手足口病警報の発令について

石川県感染症発生動向調査における手足口病患者の定点医療機関あたりの報告数が、警報の基準値である定点あたり5人を2週連続で超え、大きな流行が発生又は継続しつつあることが疑われるため、警報を発令します。

※本県では、平成22年、23年、25年、27年、29年、令和元年にも警報を発令しています。報道機関各位には、県民への注意喚起についてご協力をお願いいたします。

1 手足口病の流行状況について

<手足口病の定点医療機関（小児科29医療機関）あたりの報告数の推移（人）>

区分	5/6-12 (第19週)	5/13-19 (第20週)	5/20-26 (第21週)	5/27-6/2 (第22週)	6/3-9 (第23週)
石川県	2.21	3.38	4.34	5.72	6.59
全国	0.90	1.49	2.13	2.89	-

<手足口病とは>

- ・乳幼児に多いウイルス感染症で、口の中・手のひら・足底などに水疱性の発疹ができる
- ・特異的な治療法はないが、基本的には数日間のうちに治癒する予後良好な疾患

2 今後の対応

- (1) 注意喚起の通知を、6月12日付けで関係機関に行う。
→ 庁内関係部局、市町、医療関係機関 など
- (2) 県民へ、ホームページ、SNSにて注意喚起を行う。
→ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/teashikutibyout_20240612.html

3 呼びかけ内容

- ・流水と石鹸によるこまめな手洗いを心がけましょう。
- ・発症中だけでなく、治癒後も比較的長い期間便の中にウイルスが排泄されるため、排泄物を適切に処理することが大切です。
- ・高熱が続く、吐き気、頭痛の強い時、水分が摂れない、ぐったりしているなどの症状が見られた場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

(参 考) 全国状況（国立感染症研究所データ）

→第22週までに、合計12府県（石川県を含む）で、警報基準値である定点あたり5人以上